平成２６年（フ）第１１０号
栃木県宇都宮市峰２丁目６番28号　キャッスル峰103号室、前住所栃木県宇都宮市雀の宮６丁目５番１号　手塚テナントＣ号
債務者　お食事処菜々こと　藤田まり子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１２号
栃木県宇都宮市宝木本町1174番地８　ジュネス壱番館102、前住所栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地1215号
債務者　大島　直子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市上横倉町620番地
債務者　網　　尚人
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１８６号
千葉県八街市大木672番地136
破産者　古上　義民
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６４号
富山県滑川市柳原70番地10
破産者　有限会社河上製袋工業
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７２号
大阪府大阪市淀川区東三国２丁目34番４号301
破産者　株式会社晃和技建
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番11号棟1206号
破産者　杉山工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２１号
岐阜市細畑６丁目１番21―503号　セザール細畑
破産者　栗原　宏志
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
岐阜県養老郡養老町下笠2790番地の５
破産者　葵運輸有限会社
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
静岡県浜松市東区有玉西町428番地の５
破産者　浜松酒販協同組合
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
長崎県長崎市戸町１丁目１番28号、商業登記簿上の本店所在地長崎県長崎市元船町２番８号
破産者　株式会社タケシマ
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４０８号
東京都大田区田園調布３丁目29番８号
破産者　有限会社折口総研
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４０９号
アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ユナイテッドネーションズプラザ845番地、開始決定時の住所アメリカ合衆国ニューヨーク州ハーツデール　ノースセントラルアベニュー280番地450号室　ケアオブ・ケビン・ムーア・エスクワイア
破産者　折口　雅博
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４５０号
東京都墨田区太平４丁目18番７号
破産者　山陽印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３９号
東京都大田区北馬込２丁目33番１号
破産者　株式会社トーハル
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４９６号
東京都台東区東上野１丁目11番10号　Ｕｅｎｏａビル401号
破産者　株式会社アックス
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３８号
東京都町田市金井町2941―136、開始決定時の住所長野県上田市中央５丁目６－２
破産者　岡　　政毅
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３９号
長野県上田市中央４丁目18―９
破産者　岡　　昌司
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部